

調達管理番号：25a00648

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ

調 達 件 名：ラオス国スタジアムを中心としたまちづくり・エリアマネジメント
能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（障害者社会参加促進／ジェンダー）

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(1) 担当業務 : 障害者社会参加促進／ジェンダー

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類：調査団参団

(1) 全体期間：2025 年 12 月下旬から 2026 年 2 月中旬

(2) 業務人月：0.97

(3) 業務日数：準備業務	現地業務	整理業務
5 日	14 日	5 日

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限：2025年12月3日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 12 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	障害者社会参加促進／ジェンダー
対象国及び類似地域	東南アジア地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （1）参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

首都ビエンチャンは、面積 3,920 km²にラオスの人口約 765 万人のうち約 103 万人（2024 年, ラオス統計局）が居住する。近年の経済成長と人口増に伴い、市街地から郊外の農村地への急速な都市拡大が進んでいるが、十分なインフラが整わず、生活環境の悪化や交通量の増加等の都市問題が生じつつある。こうした状況を踏まえ、ラオス政府はバランスのとれた持続可能な発展を目指すべく、「第 8 次社会経済開発 5 か年計画（2016～2020）」にて「環境保全エリアと開発エリアの明確化に向けた都市及び郊外における開発計画策定」を打ち出し、更に「第 9 次社会経済開発 5 か年計画（2021～2025）」では「強靱なインフラ開発、地域ポテンシャルの活用」を重点施策の一つとして掲げている。

我が国は、急速な都市化に伴う都市問題に対し、総合的な都市開発の計画に基づく適切な取組を図ることを目的として 2011 年に「首都ビエンチャン都市開発マスタープラン」（以下、「MP」という。）の策定協力を行った。また、「都市開発管理プロジェクト（2013～2016）」では、同 MP 調査で提案された土地利用計画の法定計画化及び法定土地利用計画案の策定を支援した。さらに「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」（以下、「CDUDCP」という。）（2020～2024）では、都市計画に基づいた都市開発管理・促進能力の強化を目標とし、都市開発管理の情報共有・課題解決のメカニズムの設立・運営や官民連携まちづくり、建設許可・建築基準策定等の分野における能力強化が支援された。

しかしながら、首都ビエンチャンの持続可能な発展促進のためには、CDUDCP において能力強化された都市課題解決のメカニズムの実装や、都市開発事業を促進する経験が不足しており、公共事業・運輸省住宅・都市計画局（DHUP）及び首都ビエンチャン公共事業・運輸局（DPWT）をはじめとした関連組織に対する引き継ぎの能力強化が必要な状況である。

加えて、首都ビエンチャンの中心部に位置するチャオ・アヌウォン・スタジアム（CA スタジアム）は、現在、無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」が進められている。同事業は、障害者を含むアスリートや市民によるスタジアムの利用を通じて、国内の障害者の社会参加の促進、スポーツ・文化活動の振興、都市環境の改善に寄与することを目的としている。現在、教育スポーツ省（MOES）では CA スタジアムの運営・維持管理・多目的利用の方策を検討している一方、同スタジアム周辺のインクルーシブな空間開発やアクセシビリテ

ィの確保など、スタジアム自体だけでなく、周辺エリア全体の地区活性化やまちづくりについても日本に期待が寄せられている。

係る状況を踏まえ、CA スタジアム周辺の地域づくりを通じて、DHUP、DPWT 及びその関係機関の都市開発やまちづくりに係る能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施するものである。「スタジアムを中心としたまちづくり・エリアマネジメント能力強化プロジェクト（以下、本事業）」においては、スポーツや運動を起点として、障害のある人もない人も、誰もが安心して心地よく集い、身体的・精神的な幸福感を得られ、社会的・経済的にもよりよい環境や空間を目指すまちづくり。すなわち「みんなのためのウェルビーイングなまちづくり」の推進を目指す。これらを実現する手段として、スポーツや運動がもたらす地域活性化に着目し、誰もがバリアを感じることなく歩ける空間づくりとして「ウォーカブル」の概念も取り入れ、地域の魅力と価値の創造を図る。また、本事業の実施にあたっては、CDUDCP を含むこれまでの協力の成果である、官民連携まちづくりガイドラインや都市経営プラットフォーム、GIS プラットフォームなども活用する。さらに、実施においては、我が国地方自治体の知識・経験をラオス国へ共有しつつ、我が国とラオス国が共に学び合う本邦研修（ラオスと日本の地方自治体間の知見交換プログラム）等を通じて地方創生に寄与することを目指す。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 12 月下旬～2026 年 1 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により、要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査方針、スケジュール、面談先等、で収集すべき情報を検討する。
- ② ラオスの都市計画及び GIS、交通計画、公共交通整備状況、他ドナー（ADB 等）の動向について、障害者社会参加促進及びジェンダーの観点から、情報収集および分析を行う。

- ③ JICA 障害主流化及びジェンダー主流化分析の考え方を適用して、本事業における障害者社会参加促進及びジェンダー視点を取り入れた活動や指標に関する案を作成し、JICA 側に共有する。なお、障害主流化分析については、「JICA 障害主流化ガイダンスノート」（2025 年 12 月完成予定）を参照し、ジェンダー分析については「JICA ジェンダー平等と女性のエンパワメント促進ガイダンスノート」及び「都市開発・地域開発におけるジェンダー主流化のための手引き」を参照することとし、特に以下の点に留意する。
- ア） ラオス国政府機関や他援助機関等の関連資料・情報の収集・分析により、事業対象分野における障害者社会参加促進及びジェンダーに関する現状・課題を確認する。障害者権利条約（CRPD）実施状況に係る審査が行われている場合は、審査関連資料も参考にする。
- イ） 事業対象分野における障害者のアクセスや参加を阻む障壁について、日本の障害者団体に聞き取りを行う。聞き取り先については、JICA 側と協議の上、特定する。
- ④ 既存情報に基づき、障害者社会参加促進及びジェンダーに関するステークホルダーを整理して、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前に確認した上で、現地調査におけるヒアリング先を決定する。
- ⑤ 現地調査で相手国関係機関及び他ドナー（公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）、ビエンチャン都公共事業運輸局（DPWT）、アジア開発銀行（ADB）、対象地域内行政組織等収集すべき内容を検討する。なお、検討にあっては、ADB が現在実施している、“Vientiane Sustainable Urban Transport Project” に関する資料についてレビューする。
- ⑥ 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、ラオス側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。なお、作成にあたっては、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整を行い、作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。質問票は JICA ラオス事務所を通じて事前配布を行う。
- ⑦ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針（案）、ラオス側関係機関に対する説明資料（案）（英文）を作成する。
- ⑧ 他の調査団員と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）

の目次構成及び分担を検討する。

- ⑨ JICA が作成する、対処方針（案）、PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）（案）（英文）、R/D（Record of Discussions）（案）（英文）、M/M（Minutes of Meetings）（案）（英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。事業にて対応しようとしている課題のどの部分が、特に障害者社会参加促進及びジェンダーの視点を反映させて取り組む必要があるか検討する。
- ⑩ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加すると共に、他分野の団員と連携し、議事録を作成する。

（２）現地業務（2026 年 1 月中旬～2026 年 1 月下旬）

- ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ラオス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、障害者社会参加促進／ジェンダー調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2024 年の要請時から時間が経過していることから、現状を踏まえた分析を行う。
- (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
- (c) 関係機関及び実施体制を確認する。

イ） 公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）、ビエンチャン都公共事業運輸局（DPWT）、教育スポーツ省、労働対象エリアのステークホルダーをはじめとしたプロジェクト実施の実施・関係機関のほか、担当分野に関連する各組織に関し、準備業務で把握できなかった点について他の調査団員と協力して確認を行う。

- (a) 関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について 情報収集する。

- (b) 関連する各組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。
 - (c) 関連する各組織の予算規模、内訳について情報収集する。
 - (d) 担当分野に関し、関係機関間における協調のための委員会の有無、及び委員会がある場合にはその機能と稼働状況について確認を行う。
 - (e) 関連する各組織のジェンダー別割合や障害者雇用者数、意思決定への参画の仕組みについて確認を行う。
- ウ) 上位計画や既存計画及び法令等
- (a) 都市開発、都市交通に関連する政策、開発計画（上位計画）や各種計画において障害者社会参加促進／ジェンダーの観点から、実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
 - (b) 障害者社会参加促進／ジェンダーに関連する法令、戦略、計画、政策と、それらを実施する機関について確認を行う。
 - (c) ウェルビーイング、ワークابل、バリアフリー、インクルーシブ、といったプランニングのコンセプトについて、計画や関連法規則の中での取り扱い、位置づけについて確認する。
- エ) 関連する各組織における障害者社会参加促進／ジェンダー視点を取り入れた方針、政策、事業、担当部署（連絡窓口）
- オ) 事業対象分野における障害者社会参加促進／ジェンダーに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- カ) 事業関係者（実施者、受益者）における障害細分化データ情報（障害者数とその内訳〔性別、障害種別、年齢階層等〕）
- (a) 事業関係者の障害細分化データの収集・分析に必要な参考情報として、全国の障害細分化データを収集する。情報は、JICA 国別障害関連情報、CRPD 審査の際の関連文書、国勢調査等政府統計、障害に関わる省庁の報告書、国際機関の報告書等より入手する。
 - (b) 障害者の参画を考慮した活動内容の検討や、障害主流化の定量的効果を把握することを目的に、事業の実施者及び受益者における障害細分化データを収集・分析する。対象地域や対象者の全範囲における収集が困難な場合は、一部の地域・グループ

- プにおけるサンプル調査を行う。
- キ) 事業対象分野における障害者、女性、高齢者等が直面する障壁、ニーズ
- (a) 事業対象分野に関連する情報、資源、機会、サービス等について、障害者のアクセスの有無、アクセスを阻む障壁、ニーズ等を確認する。障壁については、制度的障壁、物理的障壁、情報面の障壁、態度や意識上の障壁の4つの視点から確認する。
 - (b) 障害者に関する確認の際は、全国規模の障害者団体および対象地域の障害者団体にヒアリングする。障害種別等に偏りがないよう、複数の障害当事者団体にヒアリングする。
- ク) ウェルビーイング、ウォークブル、バリアフリー施策
- ウェルビーイング、ウォークブル、バリアフリー施策に関して、関連する各組織の方針や実施政策について確認する。
- ケ) 事業対象分野の合意形成における障害者、女性、高齢者等の参画の現状、特に事業実施機関が地域ステークホルダーと合意形成を行う際の参画状況を確認する。
- コ) 事業対象地域（スタジアム周辺）に視察を行い、現状を確認する。
- (a) アクセシビリティにおける現状や課題（公共交通・道路等）
 - (b) 案内表示における現状や課題
 - (c) 周辺施設における現状や課題（公園、公共トイレ、商業施設等）
 - (d) 整備が必要な点（バリアの箇所）
- サ) ラオスにおけるパラスポーツ及びインクルーシブスポーツの状況
- (a) 競技種類、競技人口等の現状及び課題を分析。
 - (b) パラスポーツ及びインクルーシブスポーツ当事者団
- シ) チャオ・アヌウォン・スタジアムにおいて、これまで実施されたスポーツ活動及びイベント
- (a) スポーツ、パラスポーツ、インクルーシブスポーツイベントの種類やその数。
 - (b) 今後実施予定のイベントについてヒアリング
- ス) 障害者社会参加促進／ジェンダーに関し、現地業務に関し、現地

再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

- ④ 事業における障害者社会参加促進／ジェンダーの視点を取り入れた活動や指標案を提案する。
 - ア) 他の団員と協力し、本事業における「ウェルビーイング」の定義について検討及び提案する。
 - イ) 事業における障害者社会参加促進／ジェンダーの視点を取り入れた活動や指標案について、ラオス国側関係機関及び JICA 調査団員と協議し、事業の枠組みの範囲内で実施可能な案を検討する。その際は、以下の視点で分析し検討する。
 - (a) 事業対象分野における障害者社会参加促進／ジェンダーの活動内容及びスケジュール案を検討する。
 - (b) 事業対象分野関係機関の障害者社会参加促進／ジェンダーへの理解促進のための意識醸成の取り組み・活動案を検討する。
 - (c) 障害者社会参加促進／ジェンダー活動による指標案を検討する。
 - ウ) 障害者社会参加促進／ジェンダー活動のための実施方法および適当な実施体制案を検討する。
- ⑤ 現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力方針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 想定する各活動（調査項目）の実施に必要な先方の実施体制案（関連する組織、分野別能力・人数）及び日本側投入案を提案する。
- ⑧ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、ラオス側からの意見について、障害者社会参加促進／ジェンダーの観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑨ 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文/英文）を作成する。
- ⑩ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野に係る現地調査報告書の原稿取りまとめを行う。
- ⑪ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野における具体的な支援内容

を検討し、担当分野にかかる PDM 案（和・英）、P0 案（英文）及びミニッツ案（M/M）案（英文）の取りまとめに協力する。

- ⑫ 担当分野に係る現地調査結果の JICA ラオス事務所等への報告に参加する。

（３） 整理業務（2026 年 1 月下旬～2026 年 2 月初旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を分析・整理する。
- ③ 担当分野に関し、リスク管理チェックシート（※）の作成に係る必要な情報を他分野の団員と共に取り纏める。フォーマットは JICA から提供する。※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。
- ④ 担当分野に係る本プロジェクトへの助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- ⑤ PDM（案：和・英文）、P0（案：英文）、R/D（案：英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文）

2026 年 2 月 20 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 11 日～1 月 24 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 障害主流化（JICA）

エ) 障害者社会参加促進／ジェンダー（本コンサルタント）

オ) まちづくり／GIS（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：必要に応じて便宜供与あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着

前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

・ 要請書（写）

・ 案件概要表（案）

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・ ラオス国 都市開発管理・促進能力強化プロジェクト業務完了報告書

ラオス国 都市開発管理・促進能力強化プロジェクト業務完了報告書 -

・ ラオス国 チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画準備調査報告書（先行公開版）

JICA報告書PDF版（JICA Report PDF）

・ 「JICAジェンダー平等と女性のエンパワメント促進ガイダンスノート」

ガイダンスノート「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」

・ 「JICA 事業における ジェンダー主流化のための 手引き 【都市開発・地域開発】

guidance_07_urban.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同

事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上